

滋賀県外部監査契約に基づく監査に関する条例

〔平成 11 年 3 月 18 日〕
〔滋賀県条例第 7 号〕

最終改正 〔平成 18 年 3 月 30 日〕
〔滋賀県条例第 15 号〕

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 252 条の 27 第 1 項に規定する外部監査契約に基づく監査に関し必要な事項を定めるものとする。

(包括外部監査契約に基づく監査)

第 2 条 県と法第 252 条の 27 第 2 項に規定する包括外部監査契約を締結した法第 252 条の 29 に規定する包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次に掲げるものについて監査することができる。

- (1) 県が法第 199 条第 7 項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの
- (2) 県が出資しているもので法第 199 条第 7 項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの
- (3) 県が借入金の元金または利子の支払を保証をしているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの
- (4) 県が受益権を有する信託で法第 199 条第 7 項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの
- (5) 県が法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの

(個別外部監査契約に基づく監査)

第 3 条 法第 75 条第 1 項の選挙権を有する者は、同項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて法第 252 条の 27 第 3 項に規定する個別外部監査契約（以下「個別外部監査契約」という。）に基づく監査によることを求めることができる。

2 議会は、法第 98 条第 2 項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

3 知事は、法第 199 条第 6 項の要求をする場合において、併せて当該要求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

4 知事は、前条各号に掲げるものについての法第 199 条第 7 項の要求をする場合において、併せて当該要求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

5 県民は、法第 242 条第 1 項の請求をする場合において、併せて当該請求に係る監査について監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることができる。

付 則

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 81 号）による改正前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を委託しているものの出納その他の事務の執行で当該委託に係るものの外部監査契約に基づく監査については、なお従前の例による。